

## 第48号議案

### 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例改正の概要

介護保険料率の改定（第1段階～第4段階のみ）

別紙1

条例第13条に規定する第一号被保険者の介護保険料の第1段階～第4段階の減額賦課後の保険料率を定める。

段階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.325	21,840円
第2段階	0.325	21,840円
第3段階	0.425	28,560円
第4段階	0.675	45,360円

（参考）基準額

第6段階	1.000	67,200円
------	-------	---------

#### 2 改正趣旨

平成31年3月29日に「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」および「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」が公布され、所得の少ない者の保険料を減額賦課する場合について、減額幅の基準が所得段階別に定められた。これを受けて規定整備する。

#### 3 施行期日

公布の日より施行する。 新旧対照表

別紙2

●第7期介護保険料の低所得者軽減強化の実施経過について

※第1段階および第2段階については、平成27年度より消費増税による低所得者の保険料軽減措置の一部実施として、元の保険料率0.45より0.05を差し引き、実質の負担保険料率を0.40としている。

国標準段階	区設定段階	対象者	区設定料率	H30年度 (一部実施)		保険料		H31年度 (半年分実施)		保険料		R2年度 (完全実施)		保険料	
				軽減率	料率	月額	年額	軽減率	料率	月額	年額	軽減率	料率	月額	年額
第1段階	第1段階	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.45	0.05	0.40	2,240	26,880	0.125	0.325	1,820	21,840	0.20	0.25	1,400	16,800
	第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.45	0.05	0.40	2,240	26,880	0.125	0.325	1,820	21,840	0.20	0.25	1,400	16,800
第2段階	第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.55		0.55	3,080	36,960	0.125	0.425	2,380	28,560	0.25	0.30	1,680	20,160
第3段階	第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70		0.70	3,920	47,040	0.025	0.675	3,780	45,360	0.05	0.65	3,640	43,680
第4段階	第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85		0.85	4,760	57,120	第5段階～14段階は変更なし							
第5段階	第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00		1.00	5,600	67,200								
第6段階	第7段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.05		1.05	5,880	70,560								
第7段階	第8段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.20		1.20	6,720	80,640								
第8段階	第9段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.40		1.40	7,840	94,080								
第9段階	第10段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.65		1.65	9,240	110,880								
	第11段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.95		1.95	10,920	131,040								
	第12段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の人	2.15		2.15	12,040	144,480								
	第13段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35		2.35	13,160	157,920								
	第14段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	2.80		2.80	15,680	188,160								

H30とH31の差		H30とR2の差	
月額	年額	月額	年額
▲ 420	▲ 5,040	▲ 840	▲ 10,080
▲ 420	▲ 5,040	▲ 840	▲ 10,080
▲ 700	▲ 8,400	▲ 1,400	▲ 16,800
▲ 140	▲ 1,680	▲ 280	▲ 3,360

## 品川区介護保険制度に関する条例（平成12年3月28日条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 3万240円</p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万240円</p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万6,960円</p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万7,040円</p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万7,120円</p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万7,200円</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 7万560円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 8万640円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 3万240円</p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万240円</p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万6,960円</p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万7,040円</p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万7,120円</p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万7,200円</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 7万560円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 8万640円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

新	旧
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 9万4,080円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 11万880円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 13万1,040円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 14万4,480円</p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 9万4,080円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 11万880円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 13万1,040円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 14万4,480円</p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>

新	旧
<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 18万8,160円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の<u>平成31年度および令和2年度</u>の各年度における保険料率は、<u>2万1,840円</u>とする。</p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の平成31年度および令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,840円」とあるのは、「2万8,560円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の平成31年度および令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,840円」とあるのは、「4万5,360円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 18万8,160円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、<u>2万6,880円</u>とする。</p>

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。